

## 荒尾市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する荒尾市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 総合教育会議の招集は、協議・調整事項の通知をもって行うものとする。ただし、緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 法第1条の4第4項の規定により荒尾市教育委員会が総合教育会議の招集を求めたときは、市長は速やかに前項の通知を行うものとする。

(傍聴)

第3条 総合教育会議の傍聴については、荒尾市教育委員会会議傍聴人規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の例による。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の公開)

第4条 総合教育会議の議事録は、荒尾市ホームページへの掲載等の方法により公開するものとする。

(調整)

第5条 総合教育会議における事務の調整は、構成員の合意をもって行われたものとする。

(庶務)

第6条 総合教育会議の庶務は、教育委員会事務局教育振興課との連携により総務部政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。